

令和元年松前町条例第1号

松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和元年7月3日

松前町長 岡本 靖

松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年松前町条例第15号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前				
別表（第2条、第3条関係）				別表（第2条、第3条関係）				
機関名	職名	報酬額		旅費	機関名	職名	報酬額	
		区分	金額（円）				区分	金額（円）
1 省略				省略				省略
2 選挙管理委員会	省略			2 選挙管理委員会	省略			
	選挙長	日額	<u>10,800</u>		選挙長	日額	<u>10,600</u>	
	投票所の投票管理者	日額	<u>12,800</u>		投票所の投票管理者	日額	<u>12,600</u>	
	期日前投票所の投票管理者	日額	<u>11,300</u>		期日前投票所の投票管理者	日額	<u>11,100</u>	
	開票管理者	1回の選挙につき	<u>10,800</u>		開票管理者	1回の選挙につき	<u>10,600</u>	
	選挙立会人	日額	<u>8,900</u>		選挙立会人	日額	<u>8,800</u>	
	投票所の投票立会人	日額	<u>10,900円を 超えない範</u>		投票所の投票立会人	日額	<u>10,700円を 超えない範</u>	

			圏内で松前町選挙管理委員会が定める額
	期日前投票所の投票立会人	日額	<u>9,600円</u> を超えない範囲内で松前町選挙管理委員会が定める額
	開票立会人	1回の選挙につき	<u>8,900</u>
3～63 省略			

			圏内で松前町選挙管理委員会が定める額
	期日前投票所の投票立会人	日額	<u>9,500円</u> を超えない範囲内で松前町選挙管理委員会が定める額
	開票立会人	1回の選挙につき	<u>8,800</u>
3～63 省略			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。